

「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」 （概要）

第1章 「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」の概要について

1 策定の趣旨

関係機関が一体となり、犯罪被害者等が必要としている多様なニーズに的確に対応するとともに、県民一人ひとりが犯罪被害者等が置かれている現状を理解する必要があることから、本県の実状に応じた施策を盛り込み、途切れのない支援を実現するため、栃木県犯罪被害者等支援基本計画を策定する。

2 計画の性格

計画は、犯罪被害者等が必要としている支援に関する取組について、基本的な考え方を明らかにするとともに、本県において実施中の施策、今後行う施策等を体系的にまとめた。

3 計画の目標

犯罪被害者やその家族が途切れのない支援を受けることにより、日常生活の早期回復を図ることのできる体制を構築するとともに、関係機関と県民が一体となって犯罪被害者等を社会全体で支えていく栃木県の実現を目指す。

4 計画における支援の対象

犯罪等による被害者及びその家族又は遺族で、原則として県民を対象とするが、県内で犯罪等の被害に遭われた場合には県民以外の方も、支援可能なものについては対応する。

5 計画の推進

ア 庁内の部局が相互に連携を図りながら、施策を推進する。

イ 関係機関・団体との連携・協力関係を構築しながら、途切れのない犯罪被害者等の支援に関する施策等を推進する。

6 計画の期間及び検証

計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5ヵ年とし、随時見直しを行う。また、施策の進捗状況について年度ごとに検証を行い、公表する。

第2章 犯罪等の発生状況及び犯罪被害者等が置かれている現状と課題

1 栃木県における犯罪等の発生状況

ア 栃木県における刑法犯発生状況

平成21年で25,990件と減少傾向にあるものの、人口10万人当たりの刑法犯認知件数は、約1,288件で全国ワースト14位。

イ 栃木県における交通事故発生状況

平成21年で発生件数が10,732件、死者数が121名と減少傾向にあるものの、人口10万人当たりの死者数は6.02人で全国ワースト8位。

2 犯罪被害者等が置かれている現状と課題

犯罪被害者等は、生命、身体、経済上の直接的な被害に加え様々な困難に直面する。

- (1) 被害直後の状況：精神的なダメージ、必要な支援がわからない。
- (2) 中長期的状況：精神的・身体的不調を生じる。
- (3) 子どもが犯罪被害者等の場合：正しい情報が伝えられず誤解を受ける。
- (4) 生活上の問題：職場で理解を得られず、退職せざるを得ない場合もある。
自宅が現場となった場合に転居せざるを得ないこともある。
- (5) 経済的な困窮：経済的に困窮する場合や突発的な支出が発生する場合がある。
- (6) 家族関係の変化：家庭内でのいさかみや離婚等で家庭環境が変化することがある。
- (7) 周囲の人の言動による傷つき：周囲の人の興味本位の言動等で傷つくことがある。
- (8) 加害者による更なる被害：加害者からの報復などの不安や恐怖にさいなまれる。
- (9) 捜査、裁判に伴う様々な問題：捜査や裁判で時間的・身体的に負担を強いられる。

第3章 犯罪被害者等の現状と課題を踏まえ、今後重点的に取り組んでいく事項

1 犯罪被害者等のニーズに応じた対応

- (1) 経済的な支援に関する情報提供及び国に対する働きかけ
 - 既存の給付金や医療費助成事業について、犯罪被害者等が積極的に利用できるよう、相談窓口において相互に制度の周知を図る。
 - 県民に対して各種支援制度の広報・啓発に努める。
 - 事件事発発生直後に必要となる資金の貸付制度等の実現に向け国に働きかける。
- (2) 被害直後及び中長期的な居住場所の確保
 - 県警で実施しているホテルや旅館等を一時的避難場所として提供する制度の一層の拡充に努める。
 - 犯罪被害者等が県営住宅に入居を希望する際の抽選によらない優先入居措置について検討する。
- (3) 精神的・身体的被害回復のための支援及び体制の整備
 - 民間支援団体のカウンセリングとあわせて、精神科医、臨床心理士等によるカウンセリングの実施を検討する。
 - 長期にわたる治療や重篤な後遺症により看護が必要な場合の医療サービス、障害者の福祉に関するサービスなどの支援強化を図っていく。
- (4) 女性・子どもが犯罪被害者になった場合の取組
 - 女性・子どもが犯罪被害者になった場合の一時避難場所の確保や精神的ストレス等に対する支援の強化を図る。
- (5) 捜査過程における犯罪被害者等への支援
 - 犯罪被害者等の負担軽減を図るため、捜査過程における精神的支援、経済的支援、各種刑事手続きに関する情報等の提供に努める。

2 犯罪被害者等支援の相談窓口の強化

- 関係機関の窓口職員に対する研修会等を通じ、犯罪被害者等に対する支援の意識向上を図るとともに、職員のスキルアップを図っていく。
- 「栃木県犯罪被害者等支援ハンドブック」を広く関係機関に配布し、犯罪被害者等のニーズに的確に対応していく。

3 関係機関・関係窓口の連携強化

- 「被害者支援連絡票」のさらなる周知徹底を図り、どの窓口が起点になっても円滑な支援がなされるよう、関係窓口の連携強化を図る。

4 犯罪被害者等支援の重要性に関する県民意識の醸成

- 教育活動や広報・啓発など、あらゆる機会を通じて犯罪被害者等の現状及び支援の必要性等について、県民の理解を深めていく。
- 関係機関や民間支援団体等が開催している啓発事業に協力し、県全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成する。

第4章 個別具体的施策の取組状況及び取組を進めていく事項

1 損害回復・経済的支援等への取組

(1) 損害賠償の請求についての支援等

- ア 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実（警察本部）
- イ 暴力団犯罪による被害の回復の支援（警察本部）

(2) 給付金の支給に係る制度の運用等

- ア 犯罪被害給付制度に関する取組（警察本部）
- イ その他の経済的支援に関する取組（警察本部）

(3) 居住の安定

- ア 犯罪被害者及びDV被害者等の公営住宅への優先入居に関する取組（住宅課）
- イ 犯罪被害にあった女性、児童に対する一時保護等に関する取組（青少年男女共同参画課、こども政策課）
- ウ 一時保護から自立した生活に向けた取組（青少年男女共同参画課、こども政策課）

(4) 雇用の安定

- ア 就労支援に関する取組（こども政策課、労働政策課）
- イ 労働問題に関する取組（労働政策課、労働委員会）

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供等

- ア 精神的被害に関する取組（くらし安全安心課、障害福祉課、警察本部、（福）栃木いのちの電話）
- イ 女性被害者・少年被害者等に関する取組（青少年男女共同参画課、こども政策課、教育委員会、警察本部）
- ウ 医療サービスに関する取組（医事厚生課、健康増進課）
- エ 障害者の福祉に関する取組（障害福祉課、警察本部）
- オ 高齢者の福祉に関する取組（高齢対策課）

(2) 安全の確保

- ア 加害者に関する情報の提供に関する取組（警察本部）
- イ 犯罪被害者等に関する情報の保護に関する取組（警察本部）
- ウ 一時保護所及び一時避難場所等の改善に関する取組（青少年男女共同参画課、こども政策課、住宅課、警察本部）
- エ 再被害防止に向けた対策（教育委員会、警察本部）
- オ 再被害防止等に向けた連携の取組（青少年男女共同参画課、こども政策課、警察本部）
- カ 児童虐待、DV等防止のための体制整備に関する取組（こども政策課、教育委員会、警察本部）
- キ 児童虐待の防止に資する教育に関する取組（教育委員会）

(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

- ア 警察職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修の充実（警察本部）
- イ 性犯罪捜査を担当する女性警察官等の配置（警察本部）
- ウ 警察における犯罪被害者等のための施設・装備の改善（警察本部）
- エ 民間支援団体が行う公判等への付添等の紹介（くらし安全安心課、警察本部）

3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

- ア 刑事の手続に関する情報提供の充実（警察本部）
- イ 検視、司法解剖に関する適切な説明及び配慮（警察本部）
- ウ 外国人犯罪被害者に対する刑事手続等に関する情報提供の充実（警察本部）
- エ 犯罪被害者等に対する捜査情報の提供（警察本部）
- オ 「被害者の手引き」を活用した情報提供の充実（警察本部）
- カ 交通事故捜査の体制強化等（警察本部）
- キ 判決確定後の加害者情報の提供（警察本部）

4 支援等のための体制整備への取組

(1) 相談及び情報の提供等の総合的支援

- ア 関係機関の連携強化に関する取組（くらし安全安心課、教育委員会、警察本部）
- イ 情報提供の充実に向けた取組（県民文化課、くらし安全安心課、医事厚生課、警察本部）
- ウ 相談窓口の充実に関する取組（くらし安全安心課、障害福祉課、教育委員会、警察本部）
- エ その他支援等のための体制整備への取組（警察本部）

(2) 調査研究の推進並びに犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上等

- ア 犯罪被害者等に関する調査研究に関する取組（警察本部）
- イ 犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上に向けた取組（人事課、くらし安全安心課、こども政策課、教育委員会、警察本部）

(3) 民間の団体に対する援助

- ア 民間の団体に対する財政的支援及び支援可能な施策への協力（くらし安全安心課）
- イ 民間の団体への支援の充実（くらし安全安心課、警察本部）
- ウ 民間の団体で支援を行う者に対する支援（くらし安全安心課）
- エ 民間の団体等の周知及び広報等（くらし安全安心課、警察本部）
- オ 全国被害者支援ネットワークに対する協力（くらし安全安心課、警察本部）
- カ 警察における民間の団体との連携・協力の強化（警察本部）
- キ 特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用（県民文化課）

5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

- ア 教育活動を通じた理解の促進（教育委員会）
- イ 広報・啓発（くらし安全安心課、人権施策推進課、青少年男女共同参画課、こども政策課、警察本部）